

発議第2号



鐘ヶ江議長の中立・公正・公平な職務遂行を求める決議

上記の議案を別紙の通り、つくばみらい市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出します。

令和8年6月16日 提出

つくばみらい市議会議長

鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員

守谷 智明

提出者 つくばみらい市議会議員

中山 浩

提出者 つくばみらい市議会議員

小林 芳子

提出者 つくばみらい市議会議員

松本 義二

【提案理由】

令和8年第2回定例会の会期中における鐘ヶ江議長の権限行使は、他の議員には認められていた三問目の答弁後に行われた発言に対し、特定議員のみに制止した鐘ヶ江議長の対応など、中立・公正・公平な議事運営の原則に反し、議会を代表する者として権限行使の在り方の猛省を求めるため。

別紙

鐘ヶ江議長の中立・公正・公平な職務遂行を求める決議

日本の地方議会における議長は、地方自治法第104条の規定に明記され、議場の秩序維持、議事の整理など議会において大きな権限を有することは言うまでもない。

当市議会には議会基本条例はないが、制定している議会の多くは議長の責務として中立・公正・公平性を明記している。

議会基本条例がないからといって、議長の職務権限を一方的・差別的に行使することはあってはならず、地方自治法による議長の権限付与の背景には、当然に、公平かつ中立な立場で議事を整理する責務を負っている。

しかしながら、令和8年6月11日に開催された令和8年第2回つくばみらい市議会定例会一般質問において、三問目の答弁終了後、質問議員が質問全体を簡潔に総括する締めくくる発言を行っていたところ、開始から約30秒にも満たない段階で議長より発言を制止される事態が生じた。当該発言は、あらかじめ長時間に及ばないよう配慮された簡潔な内容であり、議事進行を著しく妨げるものではなかった。また、同様の締めくくる発言については、他の議員において認められている実態がある。

一方で、本件については「原稿の有無」が制止理由の一つとして挙げられたが、締めくくる発言に関する原稿提出義務を定めた明確な規定や統一された運用基準は確認されていないにもかかわらず、特定の議員に対してのみ制止措置が講じられたことは、議事整理権行使の公平性及び中立性に疑念を生じさせるものであり、市民の負託を受けた議会議員に対する差別的・侮辱行為であり、ひいては市民の信頼を損なうおそれがある行為である。

よって、当市議会は、鐘ヶ江議長に対し、今定例会における議長の権限行使及び議事運営について真摯に省みるとともに、今後は全ての議員に対し中立・公正・公平な職務遂行を徹底することを強く求める。

以上、決議する。

令和8年6月17日

茨城県つくばみらい市議会